

今治市告示第 127 号

このたび今治市宅間地域の一部を受益地域とする市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宅間地区）を施行したいから、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 96 条の 2 第 2 項の規定により、下記事項を記載した書面とともにこの旨を公告する。

なお、この受益地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者、又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その土地につきこの土地改良事業に参加しようとする者は、法第 3 条の規定により、令和 7 年 4 月 14 日までに今治市農業委員会に申し出られたい。

令和 7 年 4 月 8 日

今治市長 徳永 繁樹



記

土地改良事業計画の概要

事業費等の負担区分及び受益者負担の予定を記載した書面

市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宅間地区）計画概要書

第1章 目的

本地区は 本地区は今治市宅間に位置し、米を中心に生産を行っている。
既設水路のプレハブ水路に底打張りがないため、維持管理に多大な労力を要している。これを改修することにより維持管理を容易にし、安定した用水の確保及び通水性の向上を図りたい。

第2章 地域の所在及び現況

(1)所在 今治市宅間

(2)現況

ア 地形・土質・土壌

本地区は今治市陸地部に位置し、地形は平坦地が多い。土壌は壤粘質を多く含んでいる。

イ 気候

温暖な瀬戸内海気候に属し、年平均気温は15～16℃、年間降水量は1,200mm程度である。

ウ 水利状況

田園地を結ぶ用排水系統が形成されている。

エ 営農状況

水稻主体の小規模経営である。

オ 地域環境の概況

本地区は、比較的まとまった農地が確保され、農業生産の意欲も高い。

第3章 基本計画

水路改修により維持管理を容易にし、安定した用水の確保を可能とする。

第4章 工事又は管理の要領

施行年度	令和7年度
主要工事	用排水路工 L=100m
工事施行方法	請負施行
管理方法	今治市管理

第5章 換地計画の要領

該当なし

第6章 費用の概算

概算事業費 4,000,000円

第7章 効用

水路改修により維持管理を容易にし、安定した用水の確保ができるようになり、適切な営農管理が可能となる。

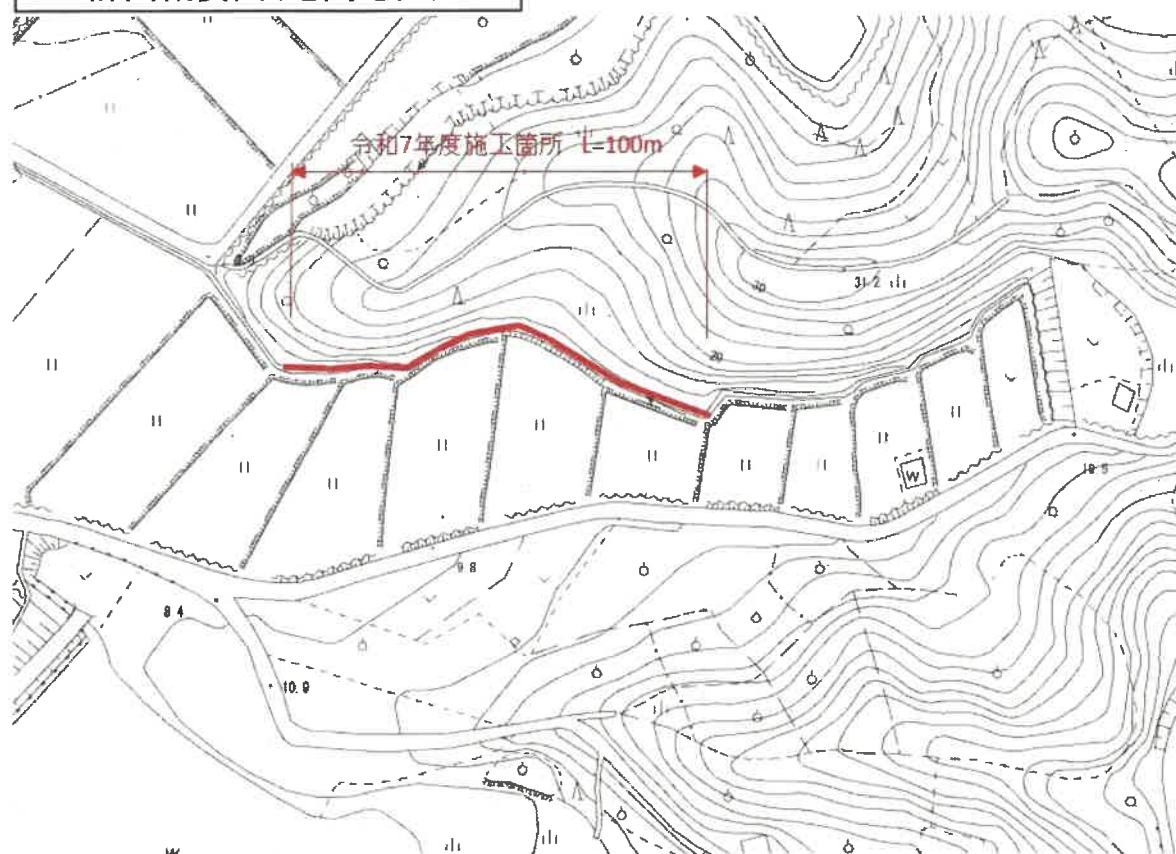
第8章 他の事業との関係

該当なし

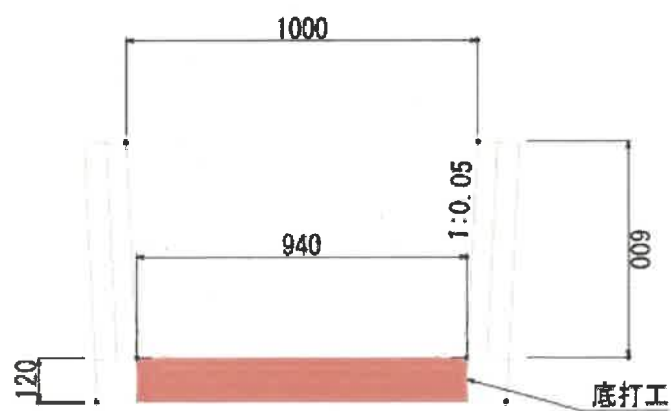
第9章 計画概要図

別紙のとおり

計画概要図(宅間地区)



標準断面図



市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水) 宅間地区)
における事業費等の負担区分及び受益者負担の予定

1 事業費の負担区分の予定

国庫補助金	0 千円
県費補助金	1,600 千円
市町負担金	2,200 千円
受益者負担金	200 千円
計	4,000 千円

2 事務費及び工事雑費の負担区分の予定

県費補助金	0 千円
市町負担金	0 千円
受益者負担金	0 千円
計	0 千円

3 受益者負担の予定

受益者負担金 200 千円は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」とい
う)第 96 条の 4 第 1 項で準用する法第 90 条第 4 項の規定に基づき、今治市が法第 3
条の資格を有する者から地積割を基準として賦課徴収する。